

## 第1編 総則

### 第1章 計画の策定

#### 第1節 計画の理念

##### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、中央防災会議が作成する防災基本計画に基づき、吉川市防災会議が作成する計画であり、本市及び防災関係機関がその全機能を有効に發揮して、本市の地域に係る防災・減災に関し、市民等の協力のもと、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### 第2 計画策定の基本的視点

本市は、「市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくり」を目標とする。

この目標の実現のためには、過去に起きた自然災害、事故災害等の経験や教訓を踏まえ、生命及び身体の安全を最優先と考え、都市環境をはじめとするハード対策及び活動体制をはじめとするソフト対策を適切に組み合わせて推進していく必要がある。

そこで、この計画は、次の事項に視点を置いて作成するものとする。

- 1 生命及び身体の安全確保
- 2 災害に強い都市環境の整備
- 3 市民、地域、事業所等との協力による地域防災・減災力の向上

## 第2節 計画の運用

### 第1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、この計画に基づく防災・減災上の諸活動を行うに当たって必要と認められる細部事項については、別に定めるものとする。

### 第2 県計画との関係

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、県計画に抵触するものであつてはならないとされており、よって、県計画を基本とし、共通する計画については県計画を準用し、その範囲内において作成するものとする。

### 第3 計画の習熟

本市及び各防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災・減災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、防災・減災に寄与するよう努めるものとする。

### 第3節 計画の構成

本市の地域防災計画の構成内容は、次に示すとおりである。



## **1 総則**

計画の策定方針を示すとともに、災害時に市及び防災関係機関が行う業務等について明らかにする。

## **2 震災対策計画**

本市において発生が懸念される地震災害に対して、地震による被害の程度を予測し、予防対策、また、災害発生後の応急対策活動、復旧復興についての計画とする。

### **(1) 震災対策の総則**

災害が発生した場合の被害の程度を予測し、震災対策に向けて具体的な防災・減災目標を設定する。

### **(2) 震災予防計画**

大規模地震時における被害を最小限に軽減するため、日常において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

### **(3) 震災応急対策活動計画**

大規模地震災害の発生に迅速かつ効率的に応急対策活動を実施するための体制を定め、市民の安全確保、被害の軽減及び災害の拡大防止を図るための計画とする。

### **(4) 震災復旧復興計画**

大規模地震の発生後、被災した市民に対して、生活安定に向けた措置のほか、公共的施設の応急対策・復旧に務め、災害の拡大・再発防止を目指した計画とする。

## **3 風水害対策計画**

本市において発生が懸念される外水氾濫及び内水氾濫の大規模水害に対して、その被害の程度を予測し、震災対策計画と同様に災害の予防対策、また、災害発生後の応急対策活動、復旧復興についての計画とする。計画の構成は、「2 震災対策計画」に準ずる計画とする。

## **4 その他自然災害対策計画**

本市において発生が懸念される自然災害のなかで、「震災対策」や「風水害対策」を準用することでは対応できないと考えられる竜巻災害、雪害、火山噴火降灰災害の自然災害に対して、震災対策計画と同様に災害の予防対策、また、災害発生後の応急対策活動、復旧復興についての計画とする。

## **5 事故対策計画**

本市において発生が懸念される事故災害のなかで、「震災対策」や「水害対策」、「その他自然災害対策計画」を準用することでは対応できないと考えられる大規模事故災害に対して、想定される事故災害の内容及び予防対策、応急対策活動についての計画とする。

## 第2章 防災関係機関の役割

### 第1節 計画の策定機関

#### 第1 吉川市防災会議の目的

吉川市防災会議は、災害対策基本法第16条及び吉川市防災会議条例に基づき、本市域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議することを目的とする機関である。

#### 第2 吉川市防災会議の構成

吉川市防災会議は、市長を会長として次の委員をもって組織する。

□吉川市防災会議の組織構成（1／2）

区分		所属機関・団体名等
会長	吉川市	市長
1号委員	指定地方行政機関	関東地方整備局江戸川河川事務所
		関東農政局埼玉県拠点
		春日部労働基準監督署
2号委員	埼玉県	埼玉県東部地域振興センター
		埼玉県草加保健所
		埼玉県越谷県土整備事務所
3号委員	埼玉県警察	埼玉県警察吉川警察署
4号委員	吉川市	副市長
		政策室長
		総務部長
		こども福祉部長
		健康長寿部長
		市民生活部長
		産業振興部長
		都市計画部長
		教育部長
5号委員	吉川市教育委員会	教育長
6号委員	消防機関	吉川松伏消防組合消防長
		吉川松伏消防組合吉川消防署長
		吉川市消防団長
7号委員	吉川市水道事業	都市建設部長

## □吉川市防災会議の組織構成（2／2）

区分		所属機関・団体名等
8号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関	東京電力パワーグリッド株川口支社
		東日本電信電話株埼玉事業部埼玉南支店
		東日本旅客鉄道株吉川美南駅
		日本郵便株吉川郵便局
		東彩ガス株
		一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部
9号委員	自主防災組織又は学識経験者	吉川市自主防災組織連絡協議会
10号委員	1～9号委員のほか、市長が防災上必要と認める機関、団体等	東武バスセントラル株吉川営業所
		一般社団法人吉川松伏医師会
		社会福祉法人吉川市社会福祉協議会
		吉川市自治連合会
		吉川市民生委員・児童委員協議会

『【資料】第1.1「吉川市防災会議条例」』参照

## 第2節 防災関係機関の業務大綱

本市の地域に係る災害については、市、消防機関、指定地方行政機関、県、警察、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関等が、その本来の任務を遂行しつつ、相互に協力し、その対策に当たる。防災関係機関が処理する事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

### 第1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

また、市長は、前段の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに市域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に發揮するように努めなければならない。（災害対策基本法第5条第1項・第2項）

□市（1／2）

機関名	事務又は業務の大綱
吉川市	<p>1 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災・減災に関する組織の整備に関すること。</li> <li>(2) 防災・減災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施に関するこ と。</li> <li>(3) 防災・減災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関するこ と。</li> <li>(4) 防災・減災に関する施設及び設備の整備及び点検に関するこ と。</li> <li>(5) 市内にある公共的団体、事業所及び自主防災組織の育成及び指導 に関するこ と。</li> <li>(6) 吉川市防災会議の事務に関するこ と。</li> <li>(7) 防災関係機関との連絡及び調整に関するこ と。</li> <li>(8) 防災・減災に関する調査及び研究に関するこ と。</li> <li>(9) 防災・減災に関するまちづくり計画の推進に関するこ と。</li> </ul> <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害応急対策に必要な組織、情報の収集及び財政に関するこ と。</li> <li>(2) 警報の伝達及び避難情報の発令又は誘導に関するこ と。</li> <li>(3) 消防、水防その他の応急措置に関するこ と。</li> <li>(4) 被災者の救難、救助その他保護に関するこ と。</li> <li>(5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するこ と。</li> <li>(6) 公共施設及び設備の応急復旧に関するこ と。</li> <li>(7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関するこ と。</li> <li>(8) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に に関するこ と。</li> <li>(9) 緊急道路及び緊急輸送の確保に関するこ と。</li> <li>(10) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関するこ と。</li> <li>(11) その他災害の防御及び拡大防止のための措置に関するこ と。</li> </ul>

## □市（2／2）

機関名	事務又は業務の大綱
吉川市	<p>3 災害復旧・復興</p> <p>(1) 施設の復旧計画に関すること。</p> <p>(2) 被災者の生活安定に関すること。</p> <p>(3) 激甚災害の指定に関すること。</p>

## 第2 消防機関

消防機関、水防団は、所掌事務を遂行するにあたっては、市の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。（災害対策基本法第5条第3項）

## □消防機関

機関名	事務又は業務の大綱
吉川松伏消防組合	1 消防施設及び機械器具等の整備、管理に関すること。
消防本部	2 救助体制及び救援施設の整備に関すること。
吉川消防署	3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。
吉川消防署南分署	4 消防知識の啓発、普及に関すること。
吉川市消防団	<p>5 火災発生時の消火活動に関すること。</p> <p>6 水防活動の協力、援助に関すること。</p> <p>7 被災者の救助、救援に関すること。</p> <p>8 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。</p>

## 第3 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

（災害対策基本法第3条第1項）

## □指定地方行政機関（1／2）

機関名	事務又は業務の大綱
関東地方整備局 江戸川河川事務所	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 直轄管理区間における河川管理施設及び許可工作物の状況把握に関すること。</p> <p>(2) 直轄管理区間における災害危険区域の検討及び当該箇所の補強に関すること。</p> <p>(3) 防災・減災に関する施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>(4) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達に関すること。</p> <p>(2) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること。</p> <p>(3) 水防活動の指導及び協力に関すること。</p> <p>(4) 災害時の直轄管理区間における応急復旧工事に関すること。</p> <p>(5) 水門及び排水機場の管理に関すること。</p> <p>3 災害復旧・復興</p> <p>(1) 直轄管理区間の災害復旧工事の施工に関すること。</p> <p>(2) 二次災害防止工事の施工に関すること。</p>

## □指定地方行政機関（2／2）

機関名	事務又は業務の大綱
関東農政局	<p>1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。</p> <p>2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。</p> <p>3 災害復旧・復興 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p>
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<p>1 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</p> <p>3 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等の突風に関する情報等の伝達・周知に関すること</p> <p>4 緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関すること</p> <p>5 市町村が行う避難情報発令の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</p> <p>6 災害発生時(発生が予想される時を含む)において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと</p> <p>7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</p>
春日部 労働基準監督署	工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

## 第4 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災害対策基本法第4条第1項）

機関名	事務又は業務の大綱
埼玉県	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災・減災に関する組織の整備に関すること。</p> <p>(2) 防災・減災に関する訓練の実施に関すること。</p> <p>(3) 防災・減災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。</p> <p>(4) 防災・減災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。</p> <p>(5) その他災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達に関すること。</p> <p>(2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。</p> <p>(3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。</p> <p>(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。</p> <p>(5) 施設の及び設備の応急の復旧に関すること。</p> <p>(6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。</p> <p>(7) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持に関すること。</p> <p>(8) 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>(9) その他災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。</p>
東部地域 振興センター	<p>1 市災害対策本部との連絡調整（情報係の派遣等）に関すること。</p> <p>2 市の被害情報の収集に関すること。</p> <p>3 市の災害対策活動の支援に関すること。</p> <p>4 県越谷防災基地の開設・運営に関すること。</p>
草加保健所	<p>1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。</p> <p>2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること。</p> <p>3 各種消毒の指示に関すること。</p> <p>4 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。</p> <p>5 そ族昆虫駆除の指示に関すること。</p> <p>6 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。</p> <p>7 災害救助食品の衛生に関すること。</p> <p>8 病院、診療所及び助産所に関すること。</p> <p>9 り災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。</p> <p>10 特定動物飼育施設の状況把握に関すること。</p> <p>11 徘徊犬の捕獲等に関すること。</p>
越谷 県土整備事務所	<p>1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。</p> <p>2 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。</p> <p>3 水防管理団体との連絡指導に関すること。</p> <p>4 道路、河川、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。</p> <p>5 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関すること。</p>

## 第5 警察

機関名	事務又は業務の大綱
吉川警察署	<p>1 情報の収集、伝達及び広報（警察活動に関連するもの。）に関すること。</p> <p>2 警告及び避難誘導に関すること。</p> <p>3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。</p> <p>4 交通秩序の維持に関すること。</p> <p>5 犯罪の予防及び検挙に関すること。</p> <p>6 行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>7 檢視又は死体調査に関すること。</p> <p>8 漂流物等の処理に関すること。</p> <p>9 その他治安の維持に必要な措置に関すること。</p>

## 第6 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団 第32普通科連隊	<p>1 災害派遣の準備</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。</p> <p>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</p> <p>(3) 埼玉県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。</p> <p>2 災害派遣の実施</p> <p>(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。</p>

## 第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災害対策基本法第6条第1項）

### □指定公共機関及び指定地方公共機関（1／2）

機関名	事務又は業務の大綱
東日本高速道路 株式会社関東支社	<p>1 東日本高速道路の保全に関すること。</p> <p>2 東日本高速道路の災害復旧に関すること。</p> <p>3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</p>
東京電力 パワーグリッド 株式会社川口支社	<p>1 災害時における電力供給に関すること。</p> <p>2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
東日本電信電話 株式会社埼玉事業部	<p>1 電気通信設備の整備に関すること。</p> <p>2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。</p> <p>3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>

## □指定公共機関及び指定地方公共機関（2／2）

機関名	事務又は業務の大綱
(一社)埼玉県 バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
東日本旅客鉄道 株式会社	<p>1 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。</p> <p>2 災害により線路が不通となった場合の措置に関すること。</p> <p>(1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。</p> <p>(2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をすること。</p> <p>3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。</p> <p>4 死傷者の救護及び処置を行うこと。</p> <p>5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。</p> <p>6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。</p>
日本郵便株式会社	<p>1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。</p>
東彩ガス株式会社	<p>1 災害時におけるガス供給に関すること。</p> <p>2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
(一社)埼玉県 トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。
江戸川 水防事務組合	<p>1 水防施設資材の整備に関すること。</p> <p>2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。</p> <p>3 水防活動に関すること。</p> <p>4 江戸川管轄地域の被害の軽減に関すること。</p> <p>5 越水に対する連絡調整に関すること。</p>

## 第8 公共的団体

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災害対策基本法第7条第1項）

機関名	事務又は業務の大綱
(一社)吉川松伏 医師会 吉川歯科医師会 吉川薬剤師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
吉川市社会福祉 協議会	1 要配慮者の支援に関すること。 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
さいかつ 農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。 6 建物及び施設の協力に関すること。 7 車両及び機械の協力に関すること。 8 農産物及び生鮮食料品の供給に関すること。 9 その他日常生活品等の供給に関すること。
吉川市商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設 経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 被災時における教育対策に関すること。 3 被災施設の災害復旧に関すること。

## 第9 災害時応援協定締結団体・事業者

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結している。

市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるように努める。

『【資料】第1. 2 「災害時応援協定等一覧」』参照

## 第3章 市民、地域、事業所等の役割

防災活動の基本は、市民一人ひとりが防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの身の安全は自らが守る」ということである。

市民はこの原点に立って、日ごろから食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組みにより防災に寄与するよう努めなければならない。また、災害発生時には本市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。また、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。（災害対策基本法第7条）

### 第1節 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減し、拡大を防止するため、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

#### 第1 平常時から実施する事項

- 1 防災・減災に関する知識の習得
- 2 地域固有の災害特性の理解と認識、災害教訓の伝承
- 3 住宅の耐震化、ブロック塀等の改修又は生垣化
- 4 家具・家電製品等の転倒・落下防止対策
- 5 食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄・点検（推奨1週間分、最低3日間分）
- 6 災害時の家族同士の連絡方法の確認（「災害用伝言ダイヤル171」等）
- 7 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 8 避難場所・避難経路の確認
- 9 各種防災・減災訓練の参加
- 10 地震保険・水害保険・共済等への加入

#### 第2 災害発生時に必要となる事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置及び初期消火の実施
- 3 危険を察知した際の自らの判断による避難
- 4 組織的な応急復旧活動への参加と協力
- 5 避難所でのゆずりあいと助け合い

## 第2節 自主防災組織の果たす役割

自治会などにより組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

### 第1 平常時から実施する事項

- 1 防災・減災に関する知識の普及・啓発
- 2 地域内の災害の危険性・危険箇所の把握・確認
- 3 避難場所・避難経路の確認
- 4 地域内の高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の把握・支援方法の確認
- 5 防災・減災訓練等の実施
- 6 地域住民への連絡系統の確認
- 7 診療所・医療機関等との事前協議
- 8 地域内の事業所等との事前協議
- 9 防災資機材の備蓄・点検
- 10 消防水利等の防災施設の把握

### 第2 災害発生時に必要となる事項

- 1 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- 2 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
- 3 人員の確認及び地域住民の避難誘導
- 4 避難行動要支援者の情報伝達・安否確認・避難支援
- 5 応急救助及び救護並びに医療機関との連携
- 6 避難所の開設・運営への積極的な協力
- 7 被害状況及び災害情報の収集、報告及び広報
- 8 救援物資の受入及び配分
- 9 食料、飲料水の調達及び配分
- 10 防災資機材の活用

### 第3節 事業所等の果たす役割

事業所等が、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

#### 第1 平常時から実施する事項

- 1 防災責任者の育成、防災・減災体制の整備
- 2 建築物の耐震化、職場の安全対策、屋外の広告・外装材等の落下防止
- 3 施設及び設備の安全管理
- 4 防災・減災訓練等の実施
- 5 従業員に対する防災・減災知識の普及及び啓発
- 6 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- 7 地域の防災・減災活動への参加及び協力
- 8 防災資機材の備蓄・点検
- 9 従業員等の帰宅困難者対策（食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄等）
- 10 事業継続計画（B C P）や事業継続力強化計画の策定
- 11 緊急地震速報受信装置の整備

#### 第2 災害発生時に必要となる事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置及び初期消火の実施
- 3 従業員、利用者等の避難誘導
- 4 応急救助及び救護
- 5 従業員等の帰宅困難者対策（一斉帰宅抑制）
- 6 事業所内施設の安全確認と可能な範囲での避難者受け入れや備蓄物資の提供
- 7 B C Pによる早期復旧、雇用回復による経済復興

## 第4章 吉川市の防災環境

### 第1節 災害履歴

#### 第1 地震災害

本市に被害及び影響をもたらした1900年以降の地震は、次のとおりである。

東日本大震災では、本市では震度5強を観測し、住家の被害、ブロック塀の倒壊などの地震による被害が発生した。また、一部の地域で液状化現象が見受けられた。

発生年代	年号	震源地域	規模	本市の被害状況（人的被害・住家被害）
1923	大正12年	関東大震災	M7.9	死傷者2名、全壊111棟、半壊164棟
1924	大正13年	丹沢山塊	M7.3	被害なし
1931	昭和6年	西埼玉地震	M6.9	〃
1968	昭和43年	埼玉県中部	M6.1	〃
1988	昭和63年	埼玉県南部	M5.0	〃
1989	平成元年	茨城県南西部	M5.6	〃
2011	平成23年	東日本大震災	M9.0	半壊1棟、一部損壊222棟

#### 第2 風水害

本市に被害をもたらした昭和元年以降の主な風水害は、次のとおりである。

最近の水害の原因は異常気象等の大雨等による内水氾濫が多いが、これは本市の都市化による雨水の貯留・浸透機能の低下が大きな要因となっていると考えられる。

発生年代	年号	気象名	本市の被害状況（人的被害、住家被害）
1938	昭和13年	大雨	倒壊家屋1棟、浸水101棟
1947	昭和22年	カスリーン台風	死傷者3名、倒壊家屋5棟、浸水2,269棟
1966	昭和41年	台風4号	浸水10棟
1979	昭和54年	台風20号	床下浸水4棟
1982	昭和57年	台風18号	床上浸水31棟、床下浸水184棟
1985	昭和60年	台風6号	床上浸水18棟、床下浸水82棟
1986	昭和61年	台風10号	床上浸水2棟、床下浸水120棟
1989	平成元年	台風13号	負傷者1名
1989	平成元年	台風22号	床下浸水2棟
1991	平成3年	台風18号	床上浸水18棟、床下浸水220棟
1992	平成4年	大雨	床下浸水50棟
1993	平成5年	台風11号	床上浸水25棟、床下浸水980棟
1993	平成5年	大雨	床下浸水3棟
1996	平成8年	台風17号	床下浸水117棟
1999	平成11年	大雨	床上浸水4棟、床下浸水10棟
2000	平成12年	台風3号	床下浸水35棟
2004	平成16年	台風22号	床下浸水19棟
2004	平成16年	台風23号	床下浸水35棟
2008	平成20年	大雨	床上浸水1棟、床下浸水8棟
2009	平成21年	台風9号	床下浸水6棟
2011	平成23年	大雨	床下浸水2棟
2013	平成25年	台風26号	床上浸水22棟、床下浸水13棟
2015	平成27年	台風18号等	床上浸水7棟、床下浸水13棟
2019	令和元年	台風19号	床下浸水3棟
2023	令和5年	台風2号	床上浸水4棟、床下浸水68棟

## 第2節 自然環境の特性

### 第1 位置

本市は埼玉県の南東部に位置し、東は江戸川を挟んで千葉県野田市・流山市、西は中川を挟んで越谷市・草加市、南は三郷市、そして北は松伏町と、それぞれ境を接している。



### 第2 地形

本市は、中川と江戸川の間に発達する沖積低地にあり、自然堤防と後背湿地からなる平坦な地形である。自然堤防は、本市の西部にある中川沿いに長く形成し、古利根川と庄内古川の合流する川藤・須賀から下流の吉川・高富・中曾根と続いている。その他の自然堤防は、上内川・下内川・上笹塚・吉屋・会野谷・半割・三輪野江等の古い流路に沿うものや水田の中の微高地となっているものがあり、標高は、3～5mで、後背地の水田から1～2mの比高をもつ微高地をつくっている。

本市は、古くから低湿地として主に水田として耕作され、自然堤防上に集落がつくれられ、自然地形を利用した生活が長い間行われてきたが、近年、都市化の進展により水田地域が埋め立てられて、市域の一番低い地形面での標高は、市の北部で約4m、宅地開発計画区域が位置する南部で約3mとなっている。

### 第3 地質

本市の地質は、沖積層から成り立っている。沖積層は、江戸川東方の千葉県野田市・流山市の台地をつくる洪積層を浸食した谷地形に堆積した地層で、沖積層の厚さはこの地下谷の地形に支配されている。すなわち、沖積層の基底の深さは、この地下谷の古地形をしている。本市付近の地下谷は、南の三郷市から北東方向に伸びる支谷であり、その深さは南部約30m、北部で約10mとなって傾斜の急な地形をしている。

江戸川を隔てた東側には、ローム層におおわれた下総台地が連なるが、市内に台地は1か所もなく、旧利根川沿いに発達した海拔3m以内の沖積世低湿地のみであり、歴史的には、なんら地殻の変動も受けていない平坦な地層である。沖積低地は、地下水位が高く、主に砂からシルトの地質の軟弱地盤で、河川の氾濫により湿地や沼が形成されやすい。

これらの湿地は、水田等に利用されることが多かったが、近年造成が行われた場所も多く、地震による液状化現象の発生が懸念されている。

## 第4 地盤沈下

埼玉県では地盤沈下の実態を把握するため、精密水準測量を実施している。令和元年度は、県平野部57市町の水準点594点、路線総延長1,135kmについて調査を実施した。本市を含む東部地域は、沖積低地であり、かつ軟弱地盤地域であることから地盤沈下による影響を受けやすい地域である。

近年は、昭和47年の埼玉県公害防止条例により地下水（工業用・建築物用）の採取が規制されたこと、また、昭和49年4月から上水道として東部第一水道による河川表流水への転換が開始されたことにより、地下水への依存度が低下し、全体的に地盤沈下は沈静化している。なお、吉川市の過去5年間の平均変動量は-4.9cmであった。

### 口本市における水準測量による変動量

基準番号	測量地点	調査開始年月日	過去1年間 (R4.1.1～ R5.1.1)の 変動量 (mm)	過去5年間 (H30.1.1～ R5.1.1)の 変動量 (mm)	調査開始年からの 変動量 (mm)	R5.1.1 の真高 (T.P.) (m)
	住 所		(mm)	(mm)		(m)
11,102	吉川市吉屋1-2	S36.2.1	-0.6	+6.6	-156.4	3.0608
11,103	吉川市三輪野江1371-1	S36.2.1	0.0	+3.9	-128.4	3.0746
42-22	吉川市吉川2-34-16	S43.2.1	-0.9	-1.3	-736.5	3.2494
42-26	吉川市平沼1-18-5	S62.1.1	+0.5	+1.3	-102.3	1.9028
42-27	吉川市栄町872	H10.1.1	+0.3	+1.8	-83.6	2.4331
42-28	吉川市中井3-256-3地先	S43.2.1	+0.7	+4.6	-217.2	2.4007
42-29	吉川市鹿見塚49	S43.2.1	+0.3	+7.3	-83.2	2.8499

出典) 「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和4年観測成果）」令和5年12月 埼玉県

## 第5 河川

市内を流下する河川・水路は、すべて利根川水系に属している。市内の用・排水路は主に農業利用されており、流量は水門の開閉によって調節されている。

4本の一級河川のうち、国土交通省が江戸川と中川を、埼玉県が大場川と第二大場川をそれぞれ管理している。本市は、準用河川に分類される上第二大場川と西大場川を管理している。

### □主な河川・水路の状況

種類	河川名	本市内延長(m)
河川	江戸川	9,200
	中川	8,000
	大場川	4,516
	第二大場川	180
	西大場川	980
雨水幹線	上第二大場川	2,380
	木壳落悪水路	(上流部) 4,850 (下流部) 3,180
主要幹線排水路	下八間悪水路	5,170
	東堀悪水路	1,540
	木壳落旧悪水路	1,000
	広島落悪水路	1,070
	二郷半領用水路	6,785
主要用水路	元用水路	2,750
	中用水路	2,445
	新用水路	3,715
	鍋小路用水路	1,530
	新田用水路	4,804
	金野井用水路	239
	東大場川	3,200

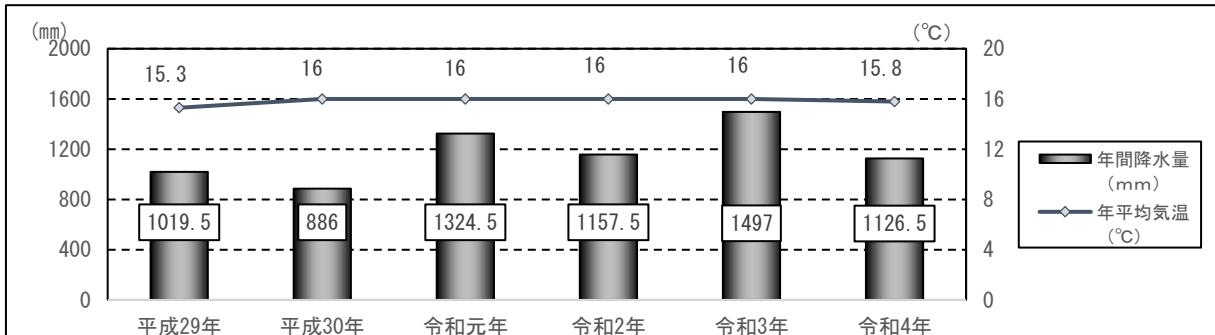
出典) 「吉川市環境保全指針策定本調査」平成11年3月 吉川市  
「葛西用水路土地改良区 資料」

## 第6 気象

令和4年の年平均気温は15.8°C、年間降水量は1,126.5mmとなっている。

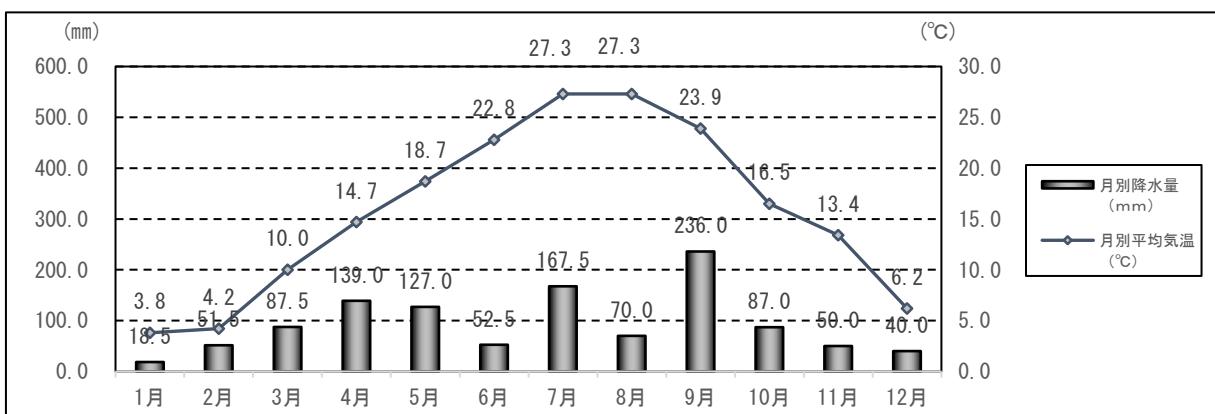
近年の年間降水量は1,000~1,500mm前後で推移しており、最近では令和3年の降水量が最も多くなっている。

□年平均気温及び年間降水量の推移



資料) 吉川松伏消防組合

□令和4年月別平均気温及び月別降水量



資料) 吉川松伏消防組合

□令和4年気象警報・注意報月別発表回数 (吉川市)

月別種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
大雨警報	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
洪水警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大雪警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴風警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雷注意報	0	1	2	6	5	14	16	14	5	1	0	0	64
大雨注意報	0	0	0	0	1	0	5	2	6	0	0	5	19
洪水注意報	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	1	5
大雪注意報	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
強風注意報	7	6	7	1	0	0	0	1	1	0	3	0	26

## 第3節 社会環境の特性

### 第1 歴史・沿革

太古、吉川周辺は深く入り込んだ東京湾の海の底にあり、その海が後退したあの低地で人々が暮らし始めたのは、古墳時代後期以降のことといわれている。主に7～8世紀の歌を集めた万葉集の東歌に「鳩鳥の葛飾早稻を饗すともその愛しきを外に立てめやも」とあるところから、この地方を含む葛飾地域では、このころ以後から農耕生活が始まっていたことが分かる。

以後、吉川周辺は農村地帯として時代を経て、中世（12～16世紀）には、下河辺氏・風早氏などによる荘園支配、寺領による支配、武士による支配など、めまぐるしい支配の変遷があった。

14世紀後半には、この地方の50戸以上の集落の吉川郷・彦成郷の二郷とその南の50戸に満たない半郷を合わせて「二郷半領」と呼ぶようになり、吉川の古名として現在に伝えられている。

近世（江戸時代）には、この地方は天領（幕府直轄領）となり、代官所の支配を受けた。この時代に新田開発が推し進められた結果、吉川周辺は有数の水田地帯となり、「早稻米」の産地として発達した。また、取れた米を江戸に積み出すため中川を利用する舟運も発達し、吉川河岸・平沼河岸は物資の集積地として栄えた。

明治4年から埼玉県に属し、明治22年の町村制施行により吉川村、旭村、三輪野江村が誕生した。大正4年には吉川村が「吉川町」として町制を施行し、昭和30年に吉川町、旭村、三輪野江村の1町2村が合併し、現在の市域が定まり「吉川町」が誕生した。

昭和48年には、武蔵野線吉川駅が開業し、それに伴う吉川団地の整備等により人口は増加し、平成3年には人口が5万人を突破し、平成8年4月1日に「吉川市」として市制を施行した。

### 第2 人口

#### 1 概況

本市の人口は、昭和48年の武蔵野線の開通を契機として、急激な伸びを見せていく。現在、その伸び率は緩やかではあるものの増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で72,872人に至っている。

今後においても、全国的な人口減少が予想される中で、本市においては、事業が完了又は進行中の土地区画整理事業地内への人口定着が見込まれることから、令和9年（2027年）の将来人口を75,757人と設定している。

#### 2 人口・世帯数の推移

国勢調査による人口・世帯数の推移をみると、武蔵野線の開通や吉川団地の整備等により、昭和45年から昭和50年にかけて大幅に人口・世帯数が増加し、昭和50

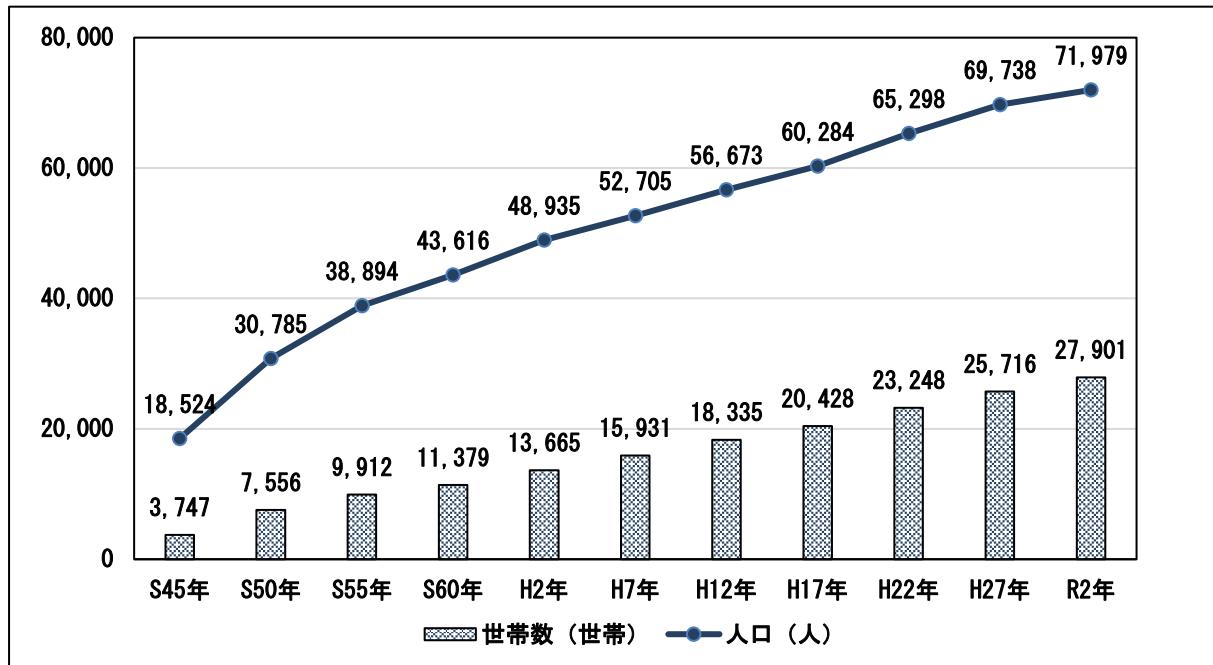
年以降も人口・世帯数の増加傾向は続いている。なお、世帯人員が年々減少しており、核家族化、単身世帯の増加がその要因と考えられ、今後、世代間の関係の希薄さや地域コミュニティの形成が課題となると考えられる。

#### □人口・世帯数の推移及び増加率

	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
人口	18,524	30,785	38,894	43,616	48,935	52,705	56,673	60,284	65,298	69,738	71,979
世帯数	3,747	7,556	9,912	11,379	13,665	15,931	18,335	20,428	23,248	25,716	27,901
世帯人員	4.94	4.07	3.92	3.83	3.58	3.31	3.09	2.95	2.81	2.71	2.58
前5年人口增加率	10.5%	66.2%	26.3%	12.1%	12.2%	7.7%	7.5%	6.4%	8.3%	6.8%	3.2%
前5年世帯增加率	25.3%	101.6%	31.2%	14.8%	20.1%	16.6%	15.1%	11.4%	13.8%	13.8%	8.5%

資料) 国勢調査

#### □人口・世帯数の推移



### 3 人口動態の推移

令和4年度人口動態の推移をみると、自然動態は減少しているが、社会動態は増加で推移している。

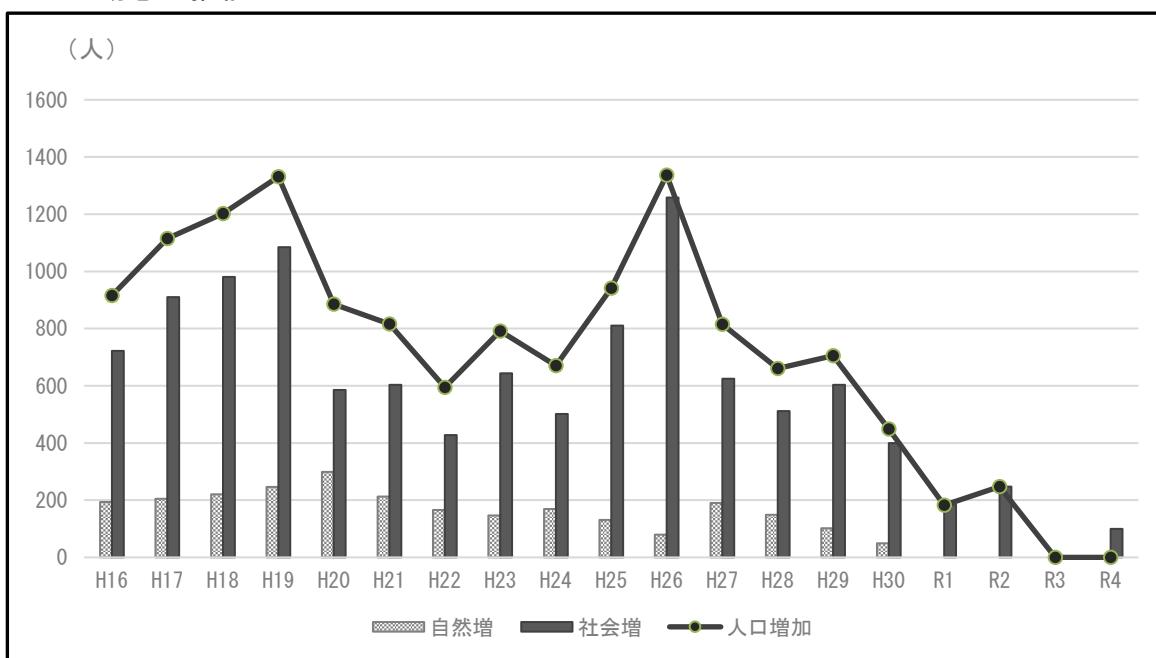
#### □人口動態の推移

項目 年度	人口增加	自然動態			社会動態		
		自然増	出生	死亡	社会増	転入	転出
平成16年度	916	194	552	358	722	3,210	2,488
平成17年度	1,115	205	552	347	910	3,345	2,435
平成18年度	1,202	221	610	389	981	3,484	2,503
平成19年度	1,331	246	653	407	1,085	3,560	2,475
平成20年度	885	299	704	405	586	3,014	2,428
平成21年度	816	213	608	395	603	3,058	2,455
平成22年度	594	166	612	446	428	2,937	2,509
平成23年度	791	147	560	413	644	3,175	2,531
平成24年度	671	169	597	428	502	3,108	2,606
平成25年度	941	131	628	497	810	3,318	2,508
平成26年度	1,337	79	611	532	1,258	3,897	2,639
平成27年度	815	190	648	458	625	3,233	2,608
平成28年度	661	149	644	495	512	3,162	2,650
平成29年度	705	102	640	538	603	3,291	2,688
平成30年度	449	49	623	574	400	3,112	2,712
令和元年度	182	-3	588	591	185	3,093	2,908
令和2年度	247	0	576	576	247	2,939	2,692
令和3年度	-162	-108	506	614	-54	2,742	2,796
令和4年度	-123	-223	472	695	100	2,920	2,820

注) 帰化、転出取消、住所設定等による増加人口、国籍離脱、職権消除等による減少人口は除く。

資料) 市民課(各年度3月31日現在)

#### □人口動態の推移



資料) 市民課(各年度3月31日現在)

#### 4 年齢別人口の推移

年齢別人口の推移をみると、本市では年少人口は減少傾向、老人人口は増加傾向を示している。

令和2年国勢調査時点では、本市の年少人口比率は全国平均の14.3%、埼玉県平均の11.9%と比較して高い割合となっている。一方、老人人口比率は、全国平均の28.6%、埼玉県平均の27.0%と比較して低い割合となっている。

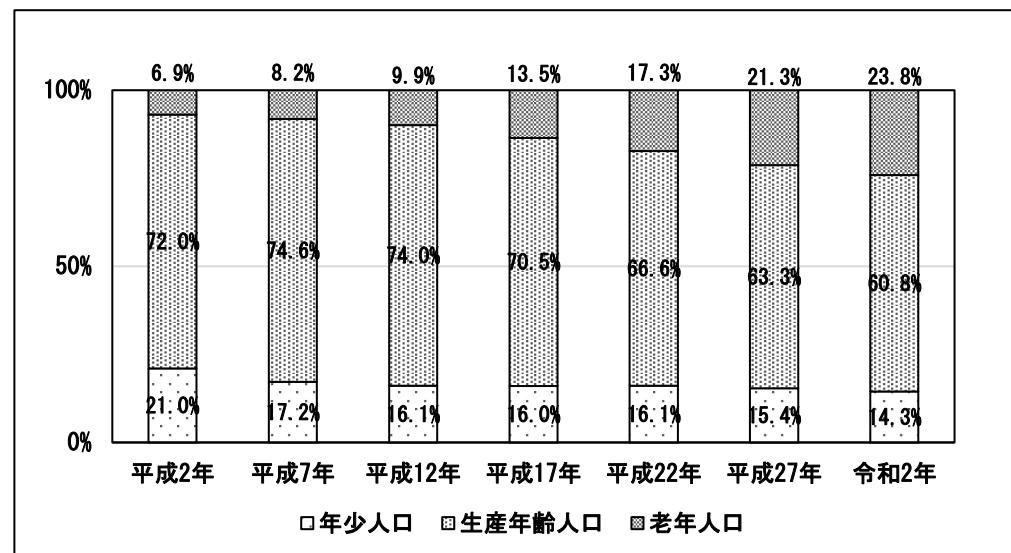
#### □年齢別人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口 (0~14歳)	10,282	9,041	9,120	9,605	10,670	10,920	10,383
	21.0%	17.2%	16.1%	16.0%	16.1%	15.4%	14.3%
生産年齢人口 (15~64歳)	35,187	39,267	41,952	42,310	44,509	44,889	44,153
	72.0%	74.6%	74.0%	70.5%	66.6%	63.3%	60.8%
老人人口 (65歳以上)	3,380	4,318	5,601	8,116	11,183	15,064	17,315
	6.9%	8.2%	9.9%	13.5%	17.3%	21.3%	23.8%
総 数	48,849	52,626	56,673	60,031	66,362	70,873	71,851

注) 総数には年齢不詳を除く。

資料) 国勢調査

#### □年齢別人口の推移



#### 5 流入・流出人口

令和2年国勢調査から流出・流入人口の状況をみると、流入人口10,571人（通勤：10,262人、通学：309人）に対し、流出人口は24,104人（通勤：21,637人、通学：2,467人）であり、約2倍の流出超過となっている。

本市からの通勤又は通学の流出先は埼玉県の他市町と東京都が多く、流出先全体の85.8%を占めている。県内では越谷市、三郷市が圧倒的に多く、さいたま市、草加市、八潮市、川口市などが続いている。東京都では千代田区、中央区、港区、足立区などに多く通勤又は通学している。

本市への通勤の流入状況は、流出状況と同様に越谷市、三郷市からの流入が圧倒的に多く、松伏町などが続いている。

## □通勤・通学者の流入・流出状況

市町村	流入人口(市外から吉川市へ)			流出人口(吉川市から市外へ)		
	総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者
県内	越谷市	2,344	2,260	84	3,309	2,940
	三郷市	1,552	1,521	31	3,517	3,336
	さいたま市	491	461	30	1,595	1,292
	草加市	473	439	34	1,135	958
	八潮市	245	232	13	786	775
	川口市	436	356	80	669	598
	松伏町	1,099	1,085	14	475	441
	春日部市	682	679	3	452	332
	その他	582	574	8	1,831	1,515
総 数		7,904	7,607	297	13,769	12,187
千葉県	松戸市	236	234	2	445	396
	野田市	749	747	2	475	453
	柏市	182	180	2	374	320
	流山市	240	237	3	273	263
	その他	281	281	—	967	865
	総 数	1688	1,679	9	2,534	2,297
東京都	千代田区	—	—	—	904	839
	中央区	—	—	—	631	629
	港区	—	—	—	592	582
	新宿区	—	—	—	521	464
	足立区	189	188	1	626	601
	葛飾区	107	107	—	285	277
	その他	400	400	—	3,638	3,198
	総 数	696	695	1	7,197	6,590
その他の		283	281	2	604	563
合 計		10,571	10,262	309	24,104	21,637
						2,467

注) 流入人口の東京都千代田区、中央区、港区及び新宿区は数値不明のためその他に含まれる。また、流出人口の総数には流出先の不詳を含む。

資料) 令和2年国勢調査

### 第3 建物

本市は、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が進められているが、都市基盤施設の整備が立ち遅れている既存市街地では、大雨時に雨水冠水が常襲化している地区や、建築物が密集している地区があるなど災害時の被害規模の増大が懸念される。

平成30年の住宅・土地統計調査によると、市内の住宅の建築年次については、住宅総数26,400棟に対し、昭和56年5月以前の建築物が5,060棟と約19%を占め、既存市街地においては、建築物の密集や老朽化により延焼火災による被害の拡大を招く危険性をはらんでいる。また、空き家の総数は、1,780棟となっており、今後、高齢化などにより、空き家の増加が見込まれるなか、所有者による空き家の利活用や適正管理がなされない場合は、建築物が老朽化し、地震や強風等による建築物の倒壊や損壊などが懸念され、災害時の被害の拡大を招く危険性をはらんでいる。

## 第4 交通

### 1 道路

令和5年4月1日現在の本市の道路の状況は、総路線数2,709路線、舗装率約66.07%となっており、県道は100%の舗装率となっている。

また、都市計画道路の状況は、令和5年3月末現在で計画決定延長23.55km、整備済延長17.39kmとなっている。

#### □市道の状況

年	路線数	舗装道		舗装率 (%)	未舗装道	
		延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )		延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )
令和元年	2,730	354,260	2,227,589	65.60	185,743	556,747
令和2年	2,729	354,513	2,233,816	65.66	185,383	556,312
令和3年	2,731	354,680	2,235,226	65.68	185,337	556,389
令和4年	2,728	354,154	2,218,243	65.85	183,596	549,879
令和5年	2,709	354,037	2,223,369	66.07	181,738	545,492

資料) 道路課(各年4月1日)「自転車歩行者道を含む全路線」

#### □県道路線別道路状況

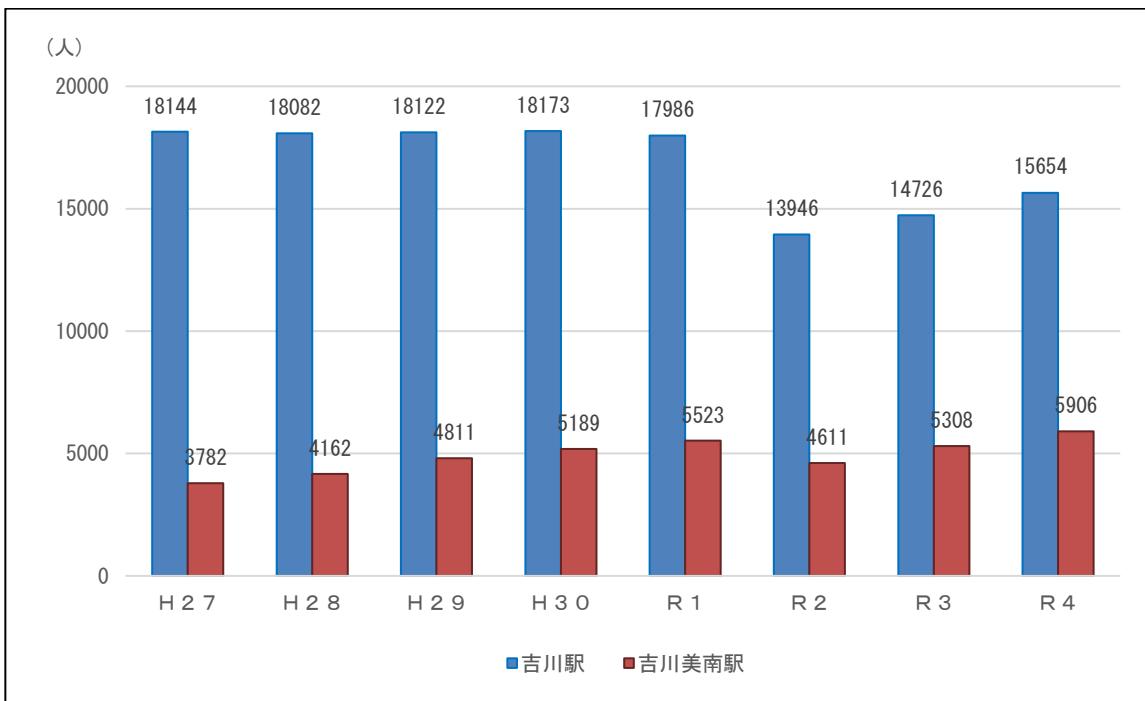
路線名	実延長(m)	標準幅員(m)		舗装面積(m <sup>2</sup> )	舗装率(%)
		車道	道路部		
越谷野田線	790	6	12	9,480	100.0
川藤野田線	3,504	6	12	42,048	100.0
中井松伏線	5,114	6	12	61,368	100.0
葛飾吉川松伏線	4,469	6	12	53,628	100.0
三郷松伏線	9,586	7	15	143,790	100.0
加藤平沼線	3,779	6	12	45,348	100.0
越谷流山線	4,184	6	12	50,208	100.0
三郷幸手自転車道	9,237	3	3	27,711	100.0

資料) 道路課(令和4年4月1日現在)

## 2 鉄道

JR武蔵野線吉川駅の令和4年度の1日平均乗車人数は、15,654人となっている。また、平成24年3月17日に開業した吉川美南駅の令和4年度の1日平均乗車人数は、5,906人となっている。令和4年度の吉川駅、吉川美南駅の1日平均乗車人数が増加している要因として、新型コロナウイルス感染症等の規制緩和によるものだと考えられる。

□市内駅（JR吉川駅・吉川美南駅）の1日平均乗車人数の推移



資料) 東日本旅客鉄道(株)ホームページ

## 3 路線バス

市内の路線バスは、主に吉川駅を出発地点とする路線が多く、令和5年4月現在、市内では下記の6事業者が路線バスを運行している。また、その他、ジェイアールバス関東株式会社が東京駅から市内を経由する深夜バスを運行している。

事業者名	
1	東武バスセントラル株式会社
2	メートー観光株式会社
3	株式会社グローバル交通
4	朝日自動車株式会社
5	茨城急行自動車株式会社
6	株式会社ジャパンタローズ

## 第5 土地利用

### 1 地目別土地面積の推移

過去5年間の地目別土地面積の推移をみると、田・畑の面積が減少し、宅地の面積が増加している。

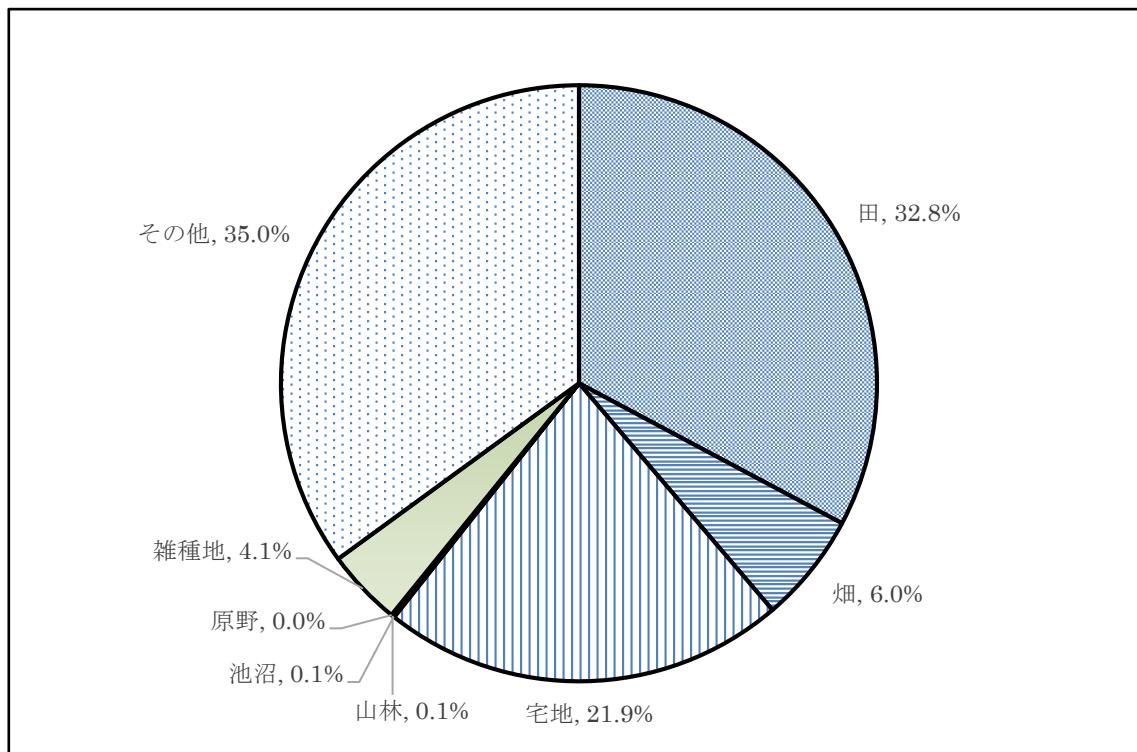
□地目別土地面積の推移

(単位 : ha)

年	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成30年	3,166	1,052	189	682	2	4	1	142	1,094
令和元年	3,166	1,048	188	684	2	4	1	147	1,092
令和2年	3,166	1,044	188	687	2	4	1	149	1,091
令和3年	3,166	1,041	188	691	2	4	1	147	1,092
令和4年	3,166	1,038	189	693	2	3	1	131	1,109
%	100	32.8	6.0	21.9	0.1	0.1	0.0	4.1	35.0

資料) 課税課 (各年1月1日)

□地目別土地面積 (令和4年)



### 2 農地転用面積の推移

過去5年間の農地転用状況をみると、平均で毎年約7.2ha程度の農地が転用されている。過去5年間の農地転用件数と面積は584件、約35.8haであり、そのうち住宅用地への転用は、303件、約11.2haとなっている。

## □農地転用状況

(単位 : m<sup>2</sup>)

年次	総 数		住 宅 用 地		工 業 用 地		公 共 用 地		その他の用地	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
平成30年	114	74,272	60	24,937	1	946	—	—	53	48,389
令和元年	114	92,391	69	31,357	1	2,309	—	—	44	58,725
令和2年	76	44,819	47	20,914	—	—	—	—	29	23,905
令和3年	195	76,407	48	19,132	30	3,520	—	—	117	53,755
令和4年	85	70,838	52	16,279	—	—	—	—	33	54,559

資料) 農業委員会(各年12月31日)

## □用途別農地転用状況

(単位 : m<sup>2</sup>)

用途	年次 平成30年		年次 令和元年		年次 令和2年		年次 令和3年		年次 令和4年	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総 数	114	74,272	114	92,391	76	44,819	195	76,407	85	70,838
住 宅	57	22,470	65	28,505	47	20,914	43	14,840	47	14,183
貸 家	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共同住宅(集合)	3	2,467	4	2,852	—	—	5	4,292	5	2,096
店 舗	3	3,280	—	—	1	1,361	2	1,211	1	615
倉 庫	—	—	1	22,832	1	457	—	—	1	653
工 場	1	946	1	2,309	—	—	30	3,520	—	—
道 路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 共 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 施 設	1	153	2	1,101	1	496	—	—	1	199
駐 車 場	30	24,593	25	18,480	14	9,053	12	9,643	10	20,866
保 健 等 施 設	3	3,883	1	2573	—	—	—	—	—	—
そ の 他	16	16,480	15	13,739	12	12,538	103	42,901	20	32,226

資料) 農業委員会(各年12月31日)

## 3 都市計画の指定状況

本市の市街化区域面積は約749ha(約24%)、市街化調整区域面積は約2,417ha(約76%)である。

用途地域は748.7haが指定されており、住居系用途地域が78.2%、商業系用途地域が5.6%、工業系用途地域が16.2%で、住宅を中心とした用途地域の構成となっている。

また、良好な市街地の維持・形成を図るため、現在14地区において地区計画が定められている。

## □用途地域の指定状況

用途地域	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住居専用地域	174.6	23.3
第二種低層住居専用地域	10.0	1.3
第一種中高層住居専用地域	114.8	15.3
第二種中高層住居専用地域	85.7	11.5
第一種住居地域	127.1	17.0
第二種住居地域	28.0	3.7
準住居地域	45.5	6.1
近隣商業地域	33.9	4.5
商業地域	8.5	1.1
準工業地域	35.6	4.8
工業地域	36.3	4.9
工業専用地域	48.7	6.5
合 計	748.7	100

資料) 都市計画課(令和5年7月現在)

## □地区計画の指定状況

名 称	面積(ha)	当初決定日	最終変更日
吉川第一地区	189.9	S59.1.17	H25.3.12
きよみ野地区	62.6	H6.1.14	H15.2.28
吉川ネオポリス地区	10.9	H8.5.10	—
吉川・松伏工業団地地区	28.0	H10.12.25	H31.1.28
吉川中央地区	76.9	H12.7.28	H19.3.15
吉川駅南地区	84.2	H14.3.12	H21.10.16
吉川保地区	1.4	H14.3.12	—
平沼西部地区	8.2	H17.2.25	H29.6.23
武蔵野操車場跡地地区	30.0	H22.10.15	—
平沼東部地区	6.9	H25.10.22	—
本吉川地区	10.7	H28.1.8	H29.6.23
吉川橋周辺地区	5.1	H29.6.23	R3.1.27
吉越橋周辺地区	7.3	H31.1.28	—
吉川美南駅東口周辺地区	59.1	R3.1.27	R5.2.3
合 計	581.2		

資料) 都市計画課(令和5年7月現在)